

熊本県五木村振興推進条例

(平成 20 年 12 月 22 日条例第 69 号)

改正 平成 31 年 3 月 22 日条例第 28 号

熊本県五木村振興推進条例をここに公布する。

熊本県五木村振興推進条例

昭和 41 年に発表された川辺川ダム建設計画の推進に伴い、五木村は村の中心部の移転を余儀なくされるなど、大きな影響を受けてきた。

このため、国、県及び五木村は、公共事業をはじめとする各種施策を推進し、生活環境及び産業基盤の整備に取り組んできたが、このような取組にもかかわらず、五木村においては急速に少子高齢化及び過疎化が進行している状況にある。

これは、まさに五木村が国及び県の政策に一方向的に翻弄されてきた結果である。

このような状況の下、これまでダム建設を強く推進してきた国及び県は、五木村が地方公共団体として危機的状況にあることを深く認識し、五木村の振興に取り組んできた。

この結果、これまで一定の成果が出ているものの、人口減少の緩和に向けた取組は道半ばである。

このため、国及び県は、これまでの経緯を踏まえ、引き続き五木村と共にその振興に最大限努力していく責務がある。

ここに、五木村の振興を県政の重要課題と位置付け、その推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、川辺川ダム建設計画により大きな影響を受けてきた五木村の振興に寄与することを目的とする。

(体制の整備)

第 2 条 県は、五木村の振興に取り組むため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(振興計画の策定)

第 3 条 県は、五木村の振興をより一層効果的に推進するための新たな計画(以下「振興計画」という。)を五木村と共同で策定するものとする。

(財政上の措置)

第 4 条 県は、前条の振興計画を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国への要請)

第 5 条 県は、五木村の振興に係る課題が、国の施策及び予算へ反映されるよう、国に対して提案及び要請を行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、この条例の施行後おおむね5年を超えない期間に、社会経済状況の変化等を勘案して、この条例について必要な見直しを行うものとする。

附 則 (平成31年3月22日条例第28号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。